



報道関係者 各位

平成 28 年 5 月 25 日 (水)

【照会先】

愛知労働局雇用環境・均等部指導課

課 長

織田 和成 (内 700)

雇用環境改善・均等推進指導官

杉浦 アキコ (内 702)

(電 話) 052-219-5509

女性活躍推進法に基づく

「えるぼし」認定の交付式を開催

～労働局長が「えるぼし」認定企業と女性活躍推進について懇談～

平成 28 年 4 月 1 日、女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が全面施行され、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主に対しては、一般事業主行動計画の策定・届出等が義務づけられました。

そして、その一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主は、労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができるようになりました。

このたび、愛知労働局（局長 藤澤 勝博）では中部電力株式会社を女性活躍企業として、愛知県内で第 1 号の「えるぼし」認定※を行いました。認定企業の取組を顕彰するとともに、認定制度を広く周知するため、認定通知書の交付式を開催し、労働局長が認定企業で活躍する女性社員と懇談します。

交付式

日時：平成 28 年 5 月 30 日（月）（15 時から 16 時まで）

場所：愛知労働局 三の丸庁舎 共用中大会議室（3 階）

参加企業：中部電力株式会社

※懇談会は公開しませんが、中部電力株式会社は懇談終了後 10 分程度取材に応じます。

※ 「えるぼし」認定とは、5つの評価項目を満たす数に応じて3段階あります。認定を受けた企業は認定マーク（えるぼし）を商品や広告、名刺、求人票などに使用でき、女性活躍推進事業主であることをアピールすることができます。「えるぼし」はL a d y（女性）のLや、活躍への「エール（応援）」などの意味から愛称として名付けられました。